

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	中小企業投資促進税制の延長	
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条の 3）、法人税（租税特別措置法第 42 条の 6、第 68 条の 11）	
要 望 の 内 容	適用期限を延長する。	
	減収見込額 （平年度）	- （131,952 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業は地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備や IT 化への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>中小企業は我が国の雇用・産業創出の原動力であり、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える重要な存在である。しかし、中小企業は一般的に大企業・中堅企業と比較して財務基盤が脆弱であることから、新規事業に取り組む意欲と技術力を有していても、十分な資金を充当できず機動的な設備投資に遅れが見られる。</p> <p>特に、世界的な金融危機と戦後最大の世界同時不況によって、中小企業を取り巻く経営環境は一層厳しい状況に置かれており、経済全体として設備投資を手控えする傾向が顕著となっている。このような未曾有の経済危機の中にあっても、意欲ある中小企業の設備投資を後押しし、生産性の向上を促進させるために政策的な支援を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要な施策である。</p> <p>以上を踏まえ、中小企業の実産性向上や成長力の底上げに資する設備投資・IT 投資等に対するインセンティブとなる本税制措置の適用期限を延長することが必要不可欠である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、一定の要件を満たし、かつ、対象者が限られる補助金や財投と異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり対象者を特定しない税制措置による支援が効果的かつ効率的である。本税制措置は、中小企業の前向きな設備投資を支える機能（投資押上効果・下支え効果）を有しており、税制を活用した事業者のみならず、経済全体として、増加した設備投資による波及的な効果（各産業への生産誘発効果・雇用創出効果）等も期待されることから、税制措置による支援は妥当性を有するものである。</p>
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p> <p>4 . 中小企業・地域経済産業政策 22 経営安定・取引の適正化</p> <p>政策の達成目標</p> <p>中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。 特に、中小企業における IT 投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を進め、多様で効率的な生産体制の構築やサービスの提供を可能にすることにより、経済の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の～の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 生産・営業用設備DI（DI=「過剰」-「不足」） ±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

	租税特別措置の適用又は延長期間	2年																																																																												
	同上の期間中の達成目標	中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、前年平均値と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す(2年間で10%ポイントの向上)。																																																																												
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし																																																																												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし																																																																												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係																																																																													
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	<p>平成16年以降、平成20年第 四半期まで設備投資は堅調に推移(企業の投資性向である「設備投資対キャッシュフロー比率」も上昇基調で推移)。しかし、平成20年第 四半期以降、世界的な金融危機を背景とする景気の急落により、企業の収益が急激に悪化。生産の落ち込み(稼働率の低下)により設備の過剰感が増し、設備投資を手控える傾向が顕著になっている。</p> <p>【参考】中小企業の設備投資に関する指標の推移(直近5年間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年・期</th> <th>設備投資対キャッシュフロー比率</th> <th>設備投資実施企業割合</th> <th>生産・営業用設備判断DI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">16年</td> <td>58.6</td> <td>30.4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>60.6</td> <td>30.6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>62.3</td> <td>30.5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>61.5</td> <td>31.0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">17年</td> <td>59.1</td> <td>30.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>58.7</td> <td>29.5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>59.7</td> <td>30.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>59.7</td> <td>31.4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">18年</td> <td>62.2</td> <td>32.1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>65.4</td> <td>30.6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>67.5</td> <td>31.0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>71.3</td> <td>31.3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">19年</td> <td>75.4</td> <td>30.6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>71.6</td> <td>29.8</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>69.9</td> <td>27.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>70.3</td> <td>25.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">20年</td> <td>71.5</td> <td>26.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>71.8</td> <td>24.6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>71.9</td> <td>26.3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>68.4</td> <td>23.0</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">21年</td> <td>64.8</td> <td>19.1</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19.0</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所)財務省「法人企業統計季報」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」より作成。 (注)単位は%。DIは「過剰」とする企業の割合から「不足」とする企業の割合の差。</p>	年・期	設備投資対キャッシュフロー比率	設備投資実施企業割合	生産・営業用設備判断DI	16年	58.6	30.4	5	60.6	30.6	4	62.3	30.5	3	61.5	31.0	3	17年	59.1	30.2	3	58.7	29.5	2	59.7	30.3	2	59.7	31.4	1	18年	62.2	32.1	0	65.4	30.6	1	67.5	31.0	1	71.3	31.3	0	19年	75.4	30.6	1	71.6	29.8	0	69.9	27.1	2	70.3	25.5	1	20年	71.5	26.2	2	71.8	24.6	4	71.9	26.3	5	68.4	23.0	9	21年	64.8	19.1	18		19.0	20
	年・期	設備投資対キャッシュフロー比率	設備投資実施企業割合	生産・営業用設備判断DI																																																																										
	16年	58.6	30.4	5																																																																										
		60.6	30.6	4																																																																										
		62.3	30.5	3																																																																										
		61.5	31.0	3																																																																										
	17年	59.1	30.2	3																																																																										
		58.7	29.5	2																																																																										
		59.7	30.3	2																																																																										
		59.7	31.4	1																																																																										
18年	62.2	32.1	0																																																																											
	65.4	30.6	1																																																																											
	67.5	31.0	1																																																																											
	71.3	31.3	0																																																																											
19年	75.4	30.6	1																																																																											
	71.6	29.8	0																																																																											
	69.9	27.1	2																																																																											
	70.3	25.5	1																																																																											
20年	71.5	26.2	2																																																																											
	71.8	24.6	4																																																																											
	71.9	26.3	5																																																																											
	68.4	23.0	9																																																																											
21年	64.8	19.1	18																																																																											
		19.0	20																																																																											

<p>租税特別措置 の適用実績</p>	<p>過去5年間の減収見込額の推移 平成16年度 1,450億円 平成17年度 1,530億円 平成18年度 2,110億円 平成19年度 2,300億円 平成20年度 2,560億円 (出典:財務省による試算)</p> <p>なお、平成21年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)(全体回答数は約5500社)では、本税制の存在を約8割の中小企業が認知。そのうち、制度の内容を知っていた企業の約4割が利用しており、多くの中小企業に活用されている。</p>
<p>租税特別措置 による政策 の達成目標の 実現状況等</p>	<p>近年の設備投資対キャッシュフロー比率(年間平均値)の推移を見ると、平成18年は対前年比で7.3%ポイントの向上、平成19年は対前年比で5.2%ポイントの向上で推移していたが、平成20年は前年比1.9%ポイントの減少となった。経済危機の影響により、中小企業全体として設備投資を手控えする傾向が顕著となっているため、引き続き中小企業に対する投資インセンティブを付与する必要がある。</p> <p>本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して1.56倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある(注1)。これをもとに、マクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は2,388億円となり(注2)、これによるGDP押し上げ効果は2,746億円、各産業への生産誘発効果は5,150億円、雇用誘発効果は36,666人と試算される(注3)。 (上記の試算は、平成20年度に中小企業庁から三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)への委託事業の一環として実施したものを。)</p> <p>(注1) 設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算したもの。 (注2) 分析に用いた中小企業の税務データが平成17年度のものであったため、平成17年度における中小企業投資促進税制の減収額をベースに試算している。 (注3) GDP押し上げ効果の算出にあたっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた(複数のモデルの平均値を採用)。生産誘発額については、GDP押し上げ効果(金額)を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数を乗じて算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。</p>
<p>前回要望時 の達成目標</p>	<p>我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠なIT投資等の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p>
<p>前回要望時 からの達成度 及び目標に 達していない 場合の理由</p>	<p>税制による投資の下支え効果もあって、中小企業の設備投資は堅調に推移してきたものの、平成20年後半以降の景気急落の影響によって企業収益が大幅に悪化し、我が国経済全体として設備投資が急減している。</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8t以上 3.5t以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延</p>

	長)
平成14年度	2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長) 対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ
平成16年度	2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長) 対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ
平成18年度	2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長) 一定のソフトウェアの追加
平成20年度	器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長)